

# 義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

【別添2】

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保することは重要であり、**保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務**があります。そのため、**保護者が子供を学校に登校させることが基本**となります。
- 一方で、**新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要**であり、以下のフローチャートに基づき、**それぞれの子供の状況に応じた適切な対応**をお願いいたします。

学校や学年が  
臨時休業になった場合(注)

**登校は必要ありません**

臨時休業となることから、出席にも欠席にもなりません※

児童生徒の感染が判明した場合(保健所により濃厚接触者に特定された場合、**本人や家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合**も含む)

**登校はできません**

・校長は出席停止の措置をとることとなります  
・出席停止の措置が取られた場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

学校が臨時休業になっていない場合  
(分散登校等で授業のある児童生徒も含む)

医療的ケアを必要とする児童生徒  
や基礎疾患等がある児童生徒

**主治医の見解を保護者に確認した上で、  
校長が学校に登校するかを判断します**

校長が学校に登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合

上記以外の児童生徒について  
(不登校児童生徒、病気療養児を除く)

校長が合理的な理由があると判断する場合

**登校は必要ありません**

登校が不要となった場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

<合理的な理由>

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。

校長が合理的な理由がないと判断する場合

**登校は必要です**

登校しない場合は欠席となります

単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合

**一定の要件の下、「出席扱い」となります**

・「出席扱い」は校長の判断となります  
・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

注 分散登校等で学年の一部を休業とした場合に授業のない児童生徒も含まれるが、この場合には「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりません。児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(幼稚部、高等部)及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」(文部科学省HP)に掲載しているQ&A等をご参照ください。